

令和5年度第3回表示・広告調査結果「東京都消費生活調査員調査」

1 調査のテーマ

健康食品の無添加表示に関する広告表示

2 調査の目的

消費者の健康志向の高まりから健康食品が広く普及する中、食の安全・安心への関心の高まりとともに、健康食品に「無添加」「不使用」などと表示することによって、商品の安全・安心感を強調しようとする広告表示が見受けられる。そのため、消費者が日常的に目にするインターネット広告において、「無添加」「不使用」などの表示のある健康食品について、消費者に誤解を与える表示がないか調査を行った。

3 調査対象表示媒体

インターネット上の広告（webサイトやSNS上の広告）

4 調査期間

令和5年12月8日（金曜日）から同年12月21日（木曜日）まで

5 調査方法

消費生活調査員の身近にあるインターネット上の広告（webサイトやSNS上の広告）において、健康食品（サプリメント・健康茶等を飲食することにより、健康の保持・増進に特別に役立つことをうたっている商品）の広告を探し、「無添加」「不使用」等の表示内容について、不当表示のおそれのあるものがないか調査した。

6 調査規模

調査員数	回答調査員数	有効回答数
99名	84名	84件

有効回答数 84 件のうち不当表示に対する調査員の判断

不当と思われる表示 有	65件
不当と思われる表示 無	19件

7 不当表示等の判断理由の内訳（複数回答あり）

判断理由	件数
何が無添加なのか、何が使われていないのか 具体的に示していない表示	19件
同一機能、類似機能を持つ食品添加物を使用 した食品への表示	15件
食品表示基準に規定されていない用語「人工」 「合成」「化学」を使用した表示	14件
その他	24件

8 調査員からの報告をもとに調査及び指導の対象とした広告表示例

調査員から「不当と思われる表示あり」と報告された広告のうち、**13事業者**の表示について、景品表示法第5条第1号（優良誤認）に抵触するおそれの有無について調査及び指導を行った。

【優良誤認のおそれがあると思われる事例】

- ・インターネット上の健康食品の広告において「人工甘味料不使用」と表示されていたがステビア、羅漢果等の甘味料を使用していた。（類型2）
- ・インターネット上の健康食品の広告において「保存料不使用」と表示されていたが酸化防止剤を使用していた。（類型4）
- ・インターネット上の健康食品の広告において「完全無添加」と表示されていたが原材料欄には添加物の表示があった。（類型10）

【参考資料】

「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」(消費者庁 HP)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220330_25.pdf